

仙台地方裁判所委員会(第31回)議事概要

1 開催日時

平成29年5月15日(月)午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

(1) 委員

石神敏夫, 大井川貴彦, 大枝一雄, 加藤亮, 倉林千枝子, 佐藤俊昭, 志間俊雄, 島村浩昭, 大善文男, 天童睦子, 橋本省, 原谷守, 渡辺安子(50音順, 敬称略)

(2) 事務担当者

(民事部) 後藤裁判官(仙台簡易裁判所), 渡邊民事首席書記官, 石山民事次席書記官, 出羽庶務課長(仙台簡易裁判所), 今野主任書記官(仙台簡易裁判所)

(事務局) 長崎事務局長, 吉岡事務局次長, 熊谷総務課長, 小野総務課課長補佐, 高橋総務課広報係長

4 議題

民事調停制度について

5 議事等

(1) 開会

(2) 委員長の選任及び委員長代理の指名

互選により, 大善文男委員(仙台地方裁判所長)が委員長に選任された。

委員長は, 加藤亮委員を委員長代理に指名した。

(3) 交代委員紹介

浅野富美枝委員, 高山秀樹委員, 畑一郎委員, 村田渉委員が退任し, 加藤亮委員, 志間俊雄委員, 大善文男委員, 天童睦子委員が新任された旨を紹介

(4) 議題「民事調停制度について」

ア 説明

民事調停事件の概要, 事件動向及び利用促進について, 後藤裁判官, 出羽庶務課長及び今野主任書記官が説明を行い, 民事調停手続に関する裁判所の広報活動の現状について, 高橋総務課広報係長が説明を行った。

イ 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回期日等

(1) 次回期日 平成29年11月7日(火)午後1時30分

(2) テーマ 未定(追って調整する。)

(別紙)

意見交換の要旨

(◎委員長, ○委員, ●裁判所委員, □説明者)

- 民事調停の事件数の減少が続き、終局事由としての「成立」及び「不成立」の件数に大きな変動はない中、調停に代わる決定の件数が平成22年から減ってきているが、平成22年頃まで、同決定を求めるような事案が多くなっていた要因は何か。
- 大きな流れとして、特定調停事件が増え、その後、過払金を対象とした不当利得金返還請求事件が増えた。多くの不当利得金返還請求事件では、貸金業者としては過払いを受けていることがわかっており、調停に代わる決定を受けると過払金を返還するということがあり、平成22年頃までは、申立人の提出した計算書に基づき、同決定をするということが多かったという事情がある。最近では、特定調停事件が減り、不当利得返還請求事件も減ったことから、同決定に適した事件が少なくなっている。
- 平成22年以降の民事調停の事件数の推移について説明があったところであるが、それ以前の事件数の推移はどのようであったか。
- 平成15年頃が特定調停事件が一番多かった時期で、そこからは件数が減少してきているという流れになる。
- 司法としては、訴訟と民事調停、それぞれの紛争に適した手続を利用してほしいと考えていることと思うが、それぞれをどのように位置付けているのか。事案がそれほど難しくない事件については、民事調停に任せておいて、訴訟では、難しいものについて、専門的な知見をいかして、よりじっくり時間を費やしてやりたいといったような考えはあるのか。
- 御意見のとおりで、民事調停に適したものは、なるべく民事調停で行い、争いが激しいものについては、訴訟で行う、といったところが大きな区切りであるが、弁護士等、利用者の側からすると、民事調停は話合いのため時間がかかりそうだとか、話合いがつかないと訴訟になるのではないかと、というところがあって、なかなか利用に結びついていないと考えている。民事調停は、簡易で、早くて、安いということがメリットの手続であるが、そこが市民に認知されていないというところが残念であると考えている。
- もめてしまっちはいるが、どこかで落としどころを付けなくてはならないというときに、民事調停を使う、そういった感じか。
- 御意見のとおりである。その他、医療過誤のような事件において、相手方の出方を見るためであるとか、争点を整理するために民事調停が利用されることもある。

また、訴訟においては、証拠書類、例えば借用書などが必要になるが、民事調停においては必ずしもこういった書類がなくても事件を進行できるという面もあり、そういった場合にも民事調停は利用されている。

- 紛争解決手段としては、例えば弁護士会のADRがあるが、裁判所の民事調停と、どちらを利用するかを考えるのは、申立てをする弁護士という理解でよいか。
- そうだと思う。弁護士会のADRと、裁判所の民事調停の違いとして、合意ができた場合に、ADRではあくまでその契約に基づいて任意に履行してもらうことになるが、調停の場合は、調停調書が債務名義になり強制執行できるということがある。
- 医事紛争はADRの利用が多く、裁判所の民事調停の利用は少ない印象である。そのようになるのは、弁護士の意向によるものなのか。
- 弁護士会のADRも民事調停もどちらも話し合いということでは同じだが、費用については民事調停の方が安い。ADRではどんな事案でも申立人が2万1000円を負担しなくてはならない。それに対し、民事調停は低廉な金額で申立てができる。

話し合いができる事案となかなか話し合いが難しい事案とがある。例えば医事紛争だと、証拠がないとどうしても病院側に話し合いを受けてもらえないということがある。基本的には、円満に話し合いから入ったほうがいいとは思うものの、状況によるところがあり、証拠がない場合に様子を見るために民事調停をやってみる場合もあるが、証拠がないなら民事調停には絶対に出ない、という方もいるので難しいところである。

専門家調停委員についていうと、弁護士会のADRでも専門家の委員を用意しているが、裁判所の民事調停は伝統ある制度でしっかりしている部分があると感じる。

民事調停の場合は、裁判所の呼出状が相手方に届くことから、申立てすることをちゅうちょするということがあるかもしれない。裁判所から呼出状が来た場合に、訴訟も民事調停も一般の人にとっては印象は変わらないと思う。

裁判所の民事調停は裁判所という場所を使うことから、どうしても月に1回といったペースだが、弁護士会のADRでは、月に2回でも3回でも期日を入れるといった柔軟な対応が可能である。

弁護士会のADRと民事調停、それぞれにメリット、デメリットがある。

- ◎ 専門家調停委員という話があったが、裁判所にはどのような専門家調停委員がいるのか紹介する。
- 仙台簡易裁判所に所属する専門家調停委員としては、一級建築士、医師、弁護士、不動産鑑定士、司法書士、公認会計士、社会保険労務士、土地家屋調査士など幅広い分野から選ばれており、あらゆる紛争に対応している。その他、近年の交通事故損害賠償事件の増加に対応するために、損害保険会社OBなども任命されている。

- 弁護士を付けずに民事調停を行う人もいるのか。
- 当事者本人で行っている場合もある。本人だけで民事調停を行えるよう、申立ての様式や必要な証拠書類の一覧も用意している。
- 当方では、労使関係のADRをやっているが、ありとあらゆる労働問題について相談を受けるといのが大前提としてあり、その中で、労使間のトラブルになっているものについて、相談担当者が、当方で行っている、行政としての助言、指導というADRと、あっせん、調停といったADR、と、自らのツールを紹介して、事案に応じた交通整理を行っている。説明を聞いたところだと、裁判所の民事調停は基本的に待ちの姿勢のように思われた。トラブルを抱えた人が駆け込み寺的なものとして利用するのが法テラスだとすると、その法テラスとタイアップした形で裁判所の民事調停をPRしてはどうか。ホームページの充実や資料の配布では事件数に結びつかないと思う。トラブルのある人たちのニーズをどうすくい取っていくか。今はトラブルが非常に増えているので、決してニーズがない訳ではないと思う。ニーズのあるところに働きかけることを模索することが事件数に結びついていくのではないか。
- 駆け込み寺という話があったが、裁判所には手続案内というものがあり、地裁管轄の事案も含めて手続の案内をおこなっている。裁判所の職員が、紛争の内容を聞き、紛争を解決するために、裁判所にはどんなメニューがあるかや、利用できる各手続についての特色、要する時間、費用等を説明するものである。仙台簡裁では月に六、七十の件数がある。「手続案内」というように、裁判所は最終的に判断する機関であり、また、相手方もあることから、どのような手続をとった方が良い、といったような教示は行えないが、民事調停について言えば、例えば、損害賠償でどのくらいの金額を請求するべきかわからないような場合に、民事調停であれば相当額として請求できることを紹介するなど、間口を広くとれるのは民事調停であることを説明することはある。

民事調停は申立ての費用が訴訟の約半額であり、民事調停が不成立になった場合、同じ内容で2週間以内に訴えを提起すると、民事調停で納めた費用は訴訟で納めたものとして扱われ、残りの半額を納めればよいことになる。

- 事件数の推移からすると、裁判所は相当に危機感を持たないといけないと思う。刑事事件はある程度起きるものであろうが、民事事件についてニーズが減っていくということは、民間の感覚からするとリストラされるということである。存在意義を高めなければ制度は先細りになる。ホームページやリーフレット、広報行事の紹介があったが、そういったものではなく、もっと外に出ていかなければならない。つまり、町内会の会合に行って制度について説明するとか、学校に行って生徒に説明するとか、そういったことをしなくてはいけない。そうでなければ制度は先細りになって、簡易裁判所はいらない、判事はいらないということになる。そういう民間の感覚、サービサーとしての感覚があるかどうか、そういったことが求められている。来るのを

待っているのではなく、裁判官、書記官が自ら外に出て行って、どうぞお越しくさ
い、というくらいの姿勢が必要である。

- 調停協会主催の調停相談会というものはあるが、民事調停そのものを知って
もらうようなものではなく、裁判所でもそのようなものは行っていない。裁判所も外に
出かけていかなければならないと思う。
- 仙台がモデルケースとして、全国に先駆けてやってはどうか。
- 簡裁が何のためにあるのか、簡裁に今求められていることは何なのか。簡裁を
リストラするべきだ、ということではなく、公平中立な組織である簡裁が、今の時代
に果たすべき役割があるはずである。簡裁が設置されたときに何を目指していた
のか。効率性だけではなく、身近だとか、安全安心、公平公正が守られているだ
とか。そういったところに簡裁の民事調停の存在理由があるのではないか。
- 広報について、ターゲットをどこにして、誰に何を伝えたいのかというところで、民
事調停を実際に利用している方の特徴、つまり、性別や年齢、階層性等の分析を
行うことになると思うが、実際に利用している方の特徴について伺いたい。その上
で広報戦略も具体的になるのではないかと思う。
- 民事調停の利用者について、そのようなデータは取っていない。
- これまでも意見が出ているように、民事調停につき、啓蒙的で広く周知すること
を目的としたホームページやリーフレット、特定行事などとは別の次元での広報を考
えるに当たり、基本的なデータの分析を行うのが一般的だと思う。誰に、どのよう
なニーズがあるのか。敷居が高いのであれば、誰でも利用できるというところを丁寧
に広報する、といったように、広報戦略にも数段階のレベルがあるのではないかと
思う。
- 高校生を対象にした分かりやすいリーフレットを作るなど、広報の対象者を広げ
ていこうという動きはあるが、まだ十分ではない。御意見をいただいているように、
駆け込み寺的に誰でも利用できる状況を作っていく必要がある。その部分が簡裁
の一つの存在理由だと思う。
私の個人的な印象であるが、弁護士が増え、司法書士が裁判をやるようになり、
法曹人口が増えたことで、昔はまっすぐ裁判所に来ていた方が相談に行ける場所
が増えたのではないかと感じている。そのために民事調停の件数が減っているの
だとすれば、そういったところに負けないよう、裁判所も打って出ていかないといけ
ないのではないかと考えているところである。
- 若者と接していると、責任は自分にあるという自己責任論で育って来ていると感
じる。情報格差、知識格差と結びついてしまうと、民主主義とはなんだろうという部
分での危機感というのは、正にこういったところで持った方が良いのではないかと
思う。広報も、幅広いものから、手厚いものまで丁寧にやっていただくことを望んで
いる。

- 裁判所としては、民事調停の事件数を増やしたいと考えているのか。増やしたいと考えているのであれば、これまでも意見が出ているように、自分から出ていくことをしないと、今の若い世代には受け入れられない。出ていくためには、民事調停が、どのような特徴があって、どういう点が有利で、といった他の紛争解決方法との差別化を図るといったことを検討していかなければならない。待ちの姿勢という意見があったが、わざわざ検索して裁判所のホームページに行く人などほとんどいないと思う。一般的には、法律的に困ると弁護士に相談し、問題を解決できない場合には裁判所、という感覚ではないか。裁判所にある問題解決方法を教えます、というのであれば、そのことを広く知らせていかななくてはならない。
- 最近では、様々な制度が充実してきて、ここしばらく特定調停事件という話は聞いたことがない。金融機関とのトラブルの関連で言えば、金融円滑化のガイドラインというものが設定されており、トラブルがあった場合、基本的には金融機関とお客様とでやり取りをし、これ以上は無理だという段階で、民事再生や破産の手続きを取っていく。さらに次のステージは弁護士に相談することになると思われる。また、金融検査マニュアルでも、金融機関とのトラブルについては、苦情が発生したら全銀協のADR等を紹介するよう記載がある。金融機関に過失があるかないかにかかわらず、お客様からの申出は一旦ADRの方に話を向けていくことになるので、裁判所との接点は訴訟という段階までいかないといふ。裁判所の方から広く周知していかないと、金融機関からお客様に、こういう制度があります、といったことを伝える機会さえないという状況である。
- ◎ 市民に最も身近な裁判所である簡易裁判所、その中で、身近な紛争を話し合いで解決する民事調停。そこは一番力を入れて伝えていきたいところである。紛争そのものは無い方がよいが、簡易裁判所の民事調停にふさわしい紛争がある場合には、民事調停を利用してほしいというのが率直なところである。そういったところからすると、民事調停の事件数が減っている原因として、民事調停自体が当事者のニーズに応えられているのか、という点、もう一つが、一般市民の認知度が低いため、広報にもっと力を入れなくてはいけないのではないか、という点、両方があるのではないかという感じがしている。その辺りについてはいかがか。
- 民事調停では、呼出しを受けた相手方は必ずこれに応じる義務があるか。
- 正当な理由なく呼出しに応じない場合には過料の制裁を受けることがある。
- 話は分かるけれども、こういう解決でどうですか、というスタンスなのか。それとも、ある程度法律で線を引いて、あなたが間違っています、というように伝えていくものなのか。
- 全てを法律により白黒つけるということにしてしまうと民事調停の良さがなくなってしまうので、そのような方法は取らないが、実情に即した解決というのが必ずしも互譲の精神によるものとは限らず、様々な観点から合理的な解決を目指して、調

停案を提示することもある。こういった調停の解決機能を強化していこうというのが現在の流れである。

- 申立人が、調停委員が聞いてももつともだと思うような、理路整然とした主張をしていたとしても、相手方がこれを理解しない場合には不成立ということになるのか。
- 基本的にはそのとおりであるが、そのような事案では調停委員会においては、調停に代わる決定を出すべきかどうかとも検討することになる。相手方が応じてこないというだけで不成立にするというやり方では、申立てをした人に対する司法サービスとしては足りないのではないかと感じる。
- そうだとすると、通常のADRとそれ程変わらないという印象である。
- 様々なところでADRが出てきていることが、裁判所の民事調停の事件数が減ってきていることに大きく影響しているというのはそのとおりだと思う。平成18年頃に弁護士会のADRを立ち上げるときに、準備スタッフとして関わった当時、スタッフ間では、裁判所の民事調停ではできないことは何かを突き詰めて研究した。簡裁の民事調停をもっと活性化させることを考えるのであれば、民事調停のメリット、ADRと違うところは何か、というところを突き詰めていく必要がある。どのADRでも共通して大事なものは、利用者の満足度の高いものにしなければならないということである。そうすると質の良い調停委員が必要になる。弁護士会のADRでは仲裁人と言っているが、研究会等で事例研究をやっている。裁判所の調停委員の中でもそういったことをやっているのではないかと思うが、利用したときの個人的な印象としては、互譲の精神ということであろうが、どうしても足して2で割ったような調停案が出てきているのではないか。利用者側でも権利意識の高まりがあり、また情報もたくさん持っているので、そういった調停案では決して満足しない、納得しない。法的なことをがちがちやるという制度ではないが、ある程度法的に、裁判になったらどういう見通しになる、だとか、ここはこうだから、こういうふうに折り合って、譲ってやったらどうか、とか、そういう説明もなく、なんとなく足して2で割ったような調停案を出されると、依頼人が非常に不満を持つことが多い。そういう意味では、質について、満足には遠い内容であることがままあるような印象を受ける。弁護士会のADRも含めどこもそうだと思うが、満足度の高い内容の調停をするということが第一にあり、それをどう広報するのかというのが次の問題になるのだと思う。
- ◎ 満足度の高い調停を実現するというのは大事なことだと思う。十分できていない部分もあるかもしれないが、努力はしているところであり、様々な研修も実施している。
- 以前は、双方の言い分の真ん中を取ったような調停案も多かったというところで、批判されてきた。これを反省し、現在では、紛争解決機能の強化、傾聴に伴う事情に即した調停案の提示ということで、納得性、満足性を大事にした調停案を出せるよう努力しているところである。また、事案によっては訴訟になった場合にどの

ような方向になるだろうという心証も開示しながら、説明することにも努めているところである。

- ◎ 広報の面では、市民の元に出かけて行って、調停のメリットを伝えていかなければならないという意見が多いが、広報担当の部署としてはどうか。
- 裁判所の広報というのは様々な制限があるところで、汎用性のあるホームページなど、やりやすいところからやっており、人的な資源の関係もあって、なかなか外に出ていく場面を持つというのが難しいというのが実情である。実際にはまったくそういうことをやってきていないというのではなく、枠組としては出前講義等の企画がある。裁判員制度について言えば、学校に裁判官あるいは広報担当者が出向いて制度説明や意見交換といった企画自体をやらせていただいているところである。今後、なお積極的な広報をしていかないと、民事調停制度自体が先細りになっていくというのは御指摘のとおりだと思うので、御意見を踏まえながら今後の広報活動について検討していきたい。
- ◎ 裁判員制度が導入された頃は、出前講義を始め、様々な面で説明会等も行ったところであるが、この辺りについてはどうか。
 - 裁判員制度導入直前の平成19年、20年頃には、学校、町内会、商工会議所、企業、地方公共団体などに出向いて、広報をさせていただいたが、最近では、こちらから、行かせてください、と言っても、学校では、他の企業等から広報活動が来ていて、裁判所のために割ける時間枠はない、と言われてしまったり、あるいは、企業等においては、働き方改革の流れもあって、勤務時間中に説明の時間を割くことはできないと言われることも多い。裁判員制度も制度としては安定してきているものの、施行後年月を経過することで認知度も低くなってきており、広報活動に力を入れていきたいと考えている。
- 裁判所では、法廷見学の企画があり、社会人の方や、学生の方に、法廷傍聴、法廷見学の御案内をしている。こういった機会を捉え、裁判所の手続として民事調停という制度があること、制度のメリット等についての説明等を行っていくことも検討している。
- 民間の感覚で言えば、事件数が減った現状の分析をし、そこから一定の目標の事件数を立てる、ということは当然既にやっているはずである。利用者のデータを収集するという事は非常に大事なことだと思う。その上で、初めて対策がとれる。ホームページやリーフレットを作っても、必要な人に必要な情報がいかないと無駄な労力を払っていることになるので、その辺りのことをしっかり分析してもらう必要があると考える。経費をかけられないということであれば、公共施設、病院、駅等にリーフレットを置いてもらうことも考えられる。情報が必要な人の目に触れるような方策を考えてもらいたい。また、ターゲットが絞られているのであれば、ポスティングという方法もあるかと思う。その他、強化月間等を設けて、駅で小さなリーフレット

のに入ったポケットティッシュを配るなどの対策が必要ではないか。

- 利用者のアクセスの観点であるが、そもそも宮城県内の簡易裁判所がどこにあるかイメージできる人がどれだけいるのか。リーフレットを見ても簡易裁判所で扱っているとあるだけで、どこに行けばいいのか分からないのではないか。実際には自分の家の近くに利用できる簡易裁判所があるにもかかわらず、存在さえ知られていない恐れもあるのではないか。どこに行ったらいいのか、ということも含めて広報すべきではないかと思う。ターゲットを絞るという御意見もあるが、紛争解決といってもその内容は千差万別であり、借金を抱えている人、ということでは捉えられるかもしれないが、それ以外にターゲットを絞るということは難しいのではないかと感じる。
- 民事調停を利用して待っているときに、事件番号で呼ばれても誰のことかわからない。番号札を渡してその番号で呼ぶ方法を検討されてはどうか。
- 御意見を踏まえて検討したい。